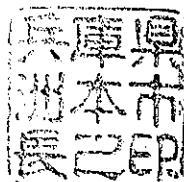


洲建第 50 号
平成 19 年 5 月 2 日

国土交通省道路局長 様

洲本市長 柳 実郎



中期的な計画作成にあたっての意見について〈提出〉

1. 今後の道路政策や道路整備・管理について

①神戸淡路鳴門自動車道の高速料金の低廉化政策について

神戸淡路鳴門自動車道は、平成 10 年の明石海峡大橋の完成により、全線が供用開始し、阪神経済圏と四国を結ぶ主要幹線道路として、文化交流をはじめ経済活動等に重要な役割を果たしています。

しかしながら、大型トラックをはじめとする通過交通車両は、割高感の強い陸上区間の料金負担を避けて一般国道 28 号線、県道福良江井岩屋線に迂回するという状況にあり、交通停滞による事故、道路維持管理費の負担増等、淡路島民にとって新たな問題が生じております。

淡路島民の日常生活の安全性、利便性の向上、さらに快適な生活環境を確保する上からも、自動車交通の適切な分散が必要となっております。

また、淡路島には、交通機関が少ないこともあって、他地域に比べて、自動車の保有率が高く、ガソリン税等の世帯当たりの税負担が高い地域でもあります。

こうした淡路地域の実情をご賢察いただき、高速料金の引き下げをはじめとする利用者に還元できる政策の転換を図られることを要望いたします。

②「本当に必要な道路」について、その前提として、効率的、重点化などを徹底的に進める必要がある取り組みとして

淡路島内の 1 市 10 町が合併により 3 市となり、淡路島の広域的交通のネットワークの一環として、合併支援道路等の整備を推進することにより、地域の活性化はもとより、淡路島民の利便性の確保を図ることが急務となっており、安全、安心で災害に強い道路整備が最重要課題であります。

淡路島の中央に位置する洲本市としては、生活基盤の広域化や公共施設の広

域的利用にも対応し、災害時に備えた複数ルートの確保、さらに島内外からの来訪者への利便性を図る観点からも、人に優しい合併支援道路の早期整備が急務となっております。

合併支援道路の整備が「真に必要な道路」であるとの認識にたって、市の体制を強化し、全力で事業推進を図っております。

のことから、国、県ご当局に対しまして、「真に必要な合併支援道路」を整備するための地方道路交付金を含めて、道路特定財源等の財源確保による早期完成を目指した政策を賜りますようよろしくお願ひいたします。

③その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関する意見

淡路地域は、平成10年の明石海峡の完成により島から脱却したと言われていますが、平成16年10月20日の台風23号の豪雨は、国道28号線と神戸淡路鳴門自動車道にも、道路崩壊等の被害をもたらし、両線が通行止めになったことにより、大型トラック等が停滯し、市内の交通は大混乱となり、災害復旧に少なからず支障となったことも事実であります。

県道への迂回路の表示や、通行が何時に再開されるかということについても、適切な情報の提供が円滑に出来なかつたことが最大の課題となっております。

淡路島内の幹線道路は、神戸淡路鳴門自動車道と国道のみであり、東西部に横断できる幹線道路はなく、南部方面（由良・灘）への県道（洲本灘賀集線）においては、豪雨時等に道路崩壊のおそれのある海岸線個所が未整備であり、今後の道路整備が必要であります。

淡路島民は、南部海岸と向かいの和歌山県との間に、紀淡海峡大橋を架けていただきたい夢を描いております。

平成7年の阪神淡路大震災を経験した淡路島民として、道路があれば助かったはずの生命が助からなかつたということも、貴重な教訓の1つであります。

のことから、洲本バイパス事業計画についても、神戸淡路鳴門自動車道である京阪神、四国に至る広域交通幹線道路として、洲本インターへのアクセス道路の強化と、洲本市内の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的として、洲本バイパス事業の推進に努めているところであります、早期完成を待ち望んでおります。

何卒事情をご賢察の上、国県ご当局の格別のご配慮を賜りますようよろしくお願ひいたします。